

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手 数 料 の 額
求人を受け付ける時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合等の紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000 円 活動 1 日当たり 20,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 100% 手数料負担者は関係雇用主とします。

上記料金には消費税が含まれていません。

許可番号

4 6 - ユー 300004

事業者の名称及び所在地 鹿児島市山下町 9 番 26 号

株式会社 医療支援システム

■ 返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度は設けていません。月ごとの請求とし、途中退職の場合は、勤務したその月までの請求とする。

■ 転職勧奨の禁止（お祝い金）

1. 職業紹介事業者は、その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。） に対して、就職した日から 2 年間、転職の勧奨を行なってはならないこと。

ただし、就職後 2 年以内であっても、求職者本人からの再求職・相談を受けることは可能です。

- 2.. 有料職業紹介の指針において、職業紹介者が求職者に金銭等を提供することにより求職の申込みの勧奨を行ってはならないこととする。

職業紹介事業者がお祝い金その他これに類する名目で求職者に社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することにより求職の申込みの勧奨を行ってはならないこととする。

許可番号 4 6 - ユ - 300004

事業者の名称及び所在地 鹿児島市山下町 9 番 26 号
株式会社 医療支援システム
